

公益認定等委員会だより(その7)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから、本年6月に2年半が経過しました。今後、申請のピークを迎えるにあたり、国の公益認定等委員会では7人の委員、事務局職員共々、これまで以上に、「柔軟かつ迅速な審査」を進められるよう取り組んでいくとともに、引き続き積極的な広報活動を行ってまいります。

今号では、改めて申請を検討されている法人関係者の皆さまに、内閣府で取り組んでいる申請サポートをご紹介しますほか、移行後の監督等についてお知らせいたします。

【目 次】

I	公益法人等が行っている被災者支援、震災復興の活動・寄附について	・・・ P 2
II	法人関係者の皆さまへ	
1.	これから申請を検討される皆さまへ	
	①まずはここからご覧ください！	・・・ P 3
	②各種申請サポートについて	・・・ P 4
2.	税関係の手続きについて	・・・ P 6
3.	よくある誤解への回答	・・・ P 7
4.	公益認定等に関する標準処理期間の設定について	・・・ P 9
5.	移行後の監督等について	
	①監督について	・・・ P 10
	②移行認定後の当面の手続きについて	・・・ P 11
III	委員会からのお知らせ	
1.	国における申請・答申等の概況（平成23年7月末現在）	・・・ P 13
2.	最近の公表資料	・・・ P 13

I 公益法人等が行っている被災者支援、震災復興の活動・寄附について

1. 公益法人等の活動状況

内閣府では、公益法人等が実施する東日本大震災に関する被災者支援や震災復興の活動・寄附について、各法人から情報提供いただき、HP等（※）により各法人の活動状況をお知らせしております。

※「公益法人 information」の東日本大震災関連情報：

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html

これまでに、7月22現在で、情報提供いただいている限りでは、国所管の新制度の公益法人311法人、一般法人94法人、特例民法法人1,556法人が、これまで培ってきた知識や経験、資源を活かし、救援物資の提供や専門家の派遣、情報の発信、資金の援助などの様々な活動や日本赤十字社等への寄附を行っております。

[具体例]

活動	内容
救援物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターやトラックによる物資の搬送 ・避難所の臭気対策のための消・脱臭剤の提供 ・動物用医薬品の提供 ・育児用の粉ミルクの提供
専門家の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護師の派遣 ・社会福祉施設等への介護職員への派遣 ・ガス工事の作業員の派遣
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の痕跡調査の結果の公表 ・放射線被ばくに関する情報の公開
資金の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金や見舞金の配布 ・被災地の学生に対する資金援助
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式海水淡水化システムを活用した水の供給 ・チャリティー寄席やチャリティー人形劇の開催 ・歴代オリンピック選手による街頭募金活動や復興支援チャリティーマッチの開催

上記具体例は、公益法人等の活動のほんの一例です。各法人は幅広い範囲で様々な活動を行っておりますので、是非HPで活動をご確認いただき、被災された方のお困りのことなどのお力になるものがあれば、法人にご連絡いただければと思います。

また、これから何か活動したいと検討されている法人関係者や寄附、ボランティアを考えている皆様におかれましては、今後の活動の参考にしていただけると幸いです。

2. 公益認定等委員会の対応

公益認定等委員会では、公益法人等が震災関係の活動を新たに行う時に、手続きが必要となる場合には最優先で対応する（3月31日委員長メッセージ）としており、これまでに6法人からの変更認定・認可申請、公益認定申請を受け付け、下記表のとおり迅速に対応してまいりました。今後も、これまでと同様に震災関係の申請については、最優先で対応いたしますので、是非被災地のために新たな活動をご検討いただければ幸いです。

[対応状況]

法人名	受付日	答申日	手続き	内容
(公財) ヤマト福祉財団	4月14日	4月22日	変更認定	大震災の被災地の生活・産業基盤の復興と再生支援事業を追加
(一財) 工業所有権協力センター	6月24日	7月1日	変更認可	日本赤十字社への特定寄附を新規に追加
(一財) 石油開発情報センター	6月29日	7月1日	変更認可	国への特定寄附を新規に追加

法人名	受付日	答申日	手続き	内容
(一財) 東日本大震災復興支援財団	6月15日	7月8日	公益認定	被災した子どもたちを支援する個人や団体への助成事業を実施
(一財) 工業所有権電子情報化センター	7月1日	7月8日	変更認可	日本赤十字社への特定寄附を新規に追加
(一社) 日本繊維倶楽部	7月4日	7月8日	変更認可	日本赤十字社への特定寄附を新規に追加

II 法人関係者の皆さまへ

1. これから申請を検討される皆さまへ

①まずはここからご覧ください！

平成23年6月に移行期間の折返し点を迎えましたが、これから申請の検討を始められる法人関係者の方も多いかと思えます。

内閣府では、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)において、新制度のポイント解説、申請書類の記載例、定款の代表的規定例などを提供しております。検討にあたって、何から見れば良いか分からない場合や、申請書類の記載の仕方に悩んでいる場合には、まずは、これらの資料を活用されることをお勧めいたします。

The screenshot shows the homepage of the '公益法人 information' website. Red callout boxes highlight the following features:

- 1. 新制度のポイント**: Points of the new system.
- 2. 相談・研修のお知らせ**: Notices for consultation and training.
- 3. 「定款の変更の案」作成の案内**: Guide for creating articles of association change proposals.
- 4. 申請書類の記載例**: Examples of application form entries.
- 5. よくある誤解への回答**: Answers to common misunderstandings.

ここで紹介しているコンテンツのほかにも、申請に役立つ各種資料や情報が随時更新されています！

1. 新制度のポイント（動画による図解入り解説）

新制度のポイントを動画形式で分かりやすく紹介しています。

2. 相談・研修のお知らせ

これからの申請検討に着手される法人を対象とした基礎的研修会、内閣府での窓口相談・電話相談、弁護士や公認会計士等による相談会、法人が開催する研修会等への講師派遣などの情報を随時掲載しています。

3. 「定款変更の案」作成の案内

定款の規定例とその説明が取りまとめられています。移行に当たって「定款変更の案」を作成する際の参考になります。※法令等、手引き、FAQなども掲載しています。

4. 申請書類の記載例

必要事項が記載された申請書類の記載例を掲載しています。なお、記載例はあくまで一例であることにご留意ください。

5. よくある誤解への回答

これまで法人の皆様から寄せられた相談等を踏まえ、新公益法人制度に関して多くの方が誤解されている相談内容への回答について紹介しています。

②各種申請サポートについて

内閣府では、以下のような各種の法人サポートの取組を実施しています。ぜひ積極にご活用ください（いずれも無料でご利用いただけます。）。

詳しい内容や予約方法等については、「公益法人 information」をご覧ください。

A 動画によるポイント解説

申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツをホームページで配信しています。

B 申請書類の記載例公表

申請書類の記載例を「公益法人 information」で公表しています。

C よくある誤解への回答

7ページをご覧ください。

D 基礎的研修会の開催（要事前申込）

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています。（1回1時間半程度）

E 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

F-1 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。「公益法人 information」から予約することができます。

- （相談内容） ・ 移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
 ・ 定款の変更の案の内容等に関するもの

F-2 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル） **03-5403-9669**

（時間） 平日 10時～16時45分

F-3 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。

本年度は地方での開催も拡充いたします。

【写真】 第11回相談会（仙台開催）の相談風景



（参考）

法人サポートの活用にあたっては、貴法人の検討状況に応じて適切な方策を選択されることをお勧めします。

	A 動画	B 申請書類 例の公表	C よくある 誤解	D 基礎的 研修会	E 業態別 説明会	F 個別 相談	G その他 ※
・制度の基礎が分からない。	○	○	○	○			・パンフレット
・公益法人と一般法人のいずれを選択するのがよいか分からない。	○		○	○	○		
・機関設計がよく分からない。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○			△		△	・パンフレット ・申請の検討にあたって(はじめに) ・FAQ
・小規模なので作業負担が重く感じる。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○	○	○	○	△	△	・申請の検討にあたって(はじめに)
・申請書類の記載で分からない点がある。自信を持ってない。	○	○	○		△	○	・申請の手引き ・ガイドライン ・FAQ ・モデル定款

※ 前ページで紹介している法人サポートの他に、「Gその他」は、パンフレット、申請の検討にあたって（はじめに）、公益認定等委員会だより、よくある質問（FAQ）、申請の手引き、電子申請の手引き、公益認定等ガイドライン、モデル定款 等

（注）「申請の検討にあたって（はじめに）」は、「公益法人 information」ホームページの「～はじめに～」からもご覧いただけます。

2. 税関係の手続きについて

前回の公益認定等委員会だより（その6）では、公益法人への寄付に関する税額控除制度についてご紹介しました。今回は「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（法律第82号）が成立したことを受けて、いわゆる PST（パブリック・サポートテスト）という、広く寄附金を受け入れているか否かに関する要件等を満たすことの証明を受けた公益法人（以下、「税額控除対象法人」という。）に対し、個人が寄附金を支出した場合には、税額控除を選択適用できるという新制度の具体的な手続きについてご紹介いたします。

1. 公益社団・財団法人の皆様が満たす必要のある要件

○新制度において税額控除を受けるためには、実績判定期間において、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

<要件1>年に3000円以上支出した寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2>経常収入金額に占める寄附金等収入の比率が1/5以上であること。

※ 実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

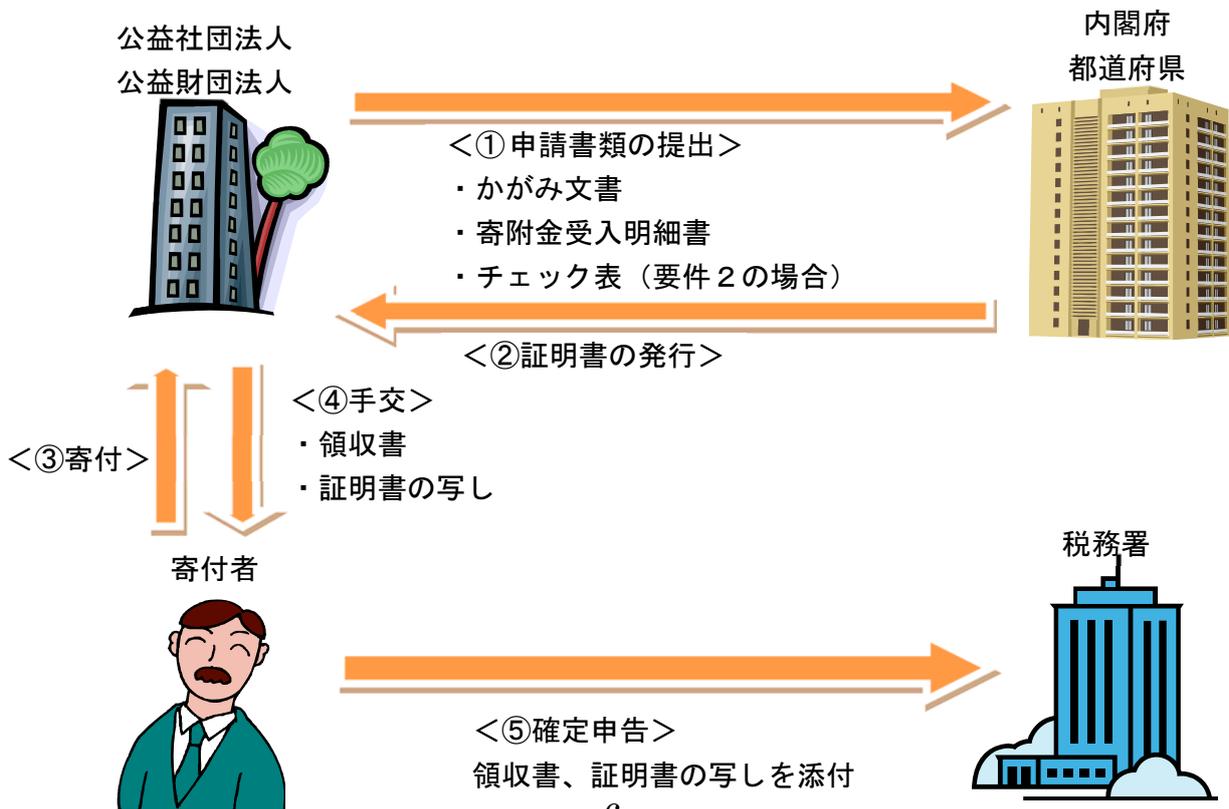
※ 平成23年～25年の申請においては、2事業年度とすることもできます。

また、設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度の終了日までの間で判定を行います。

2. 行政庁による証明を受ける手続

税額控除対象法人となるには、公益認定を受けた行政庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。申請に基づき、行政庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。

<申請から証明までの流れ>



3. 申請作業の流れ

ここでは、公益法人 information を通じた電子申請の手順をご説明します。

- (1) 必要書類をダウンロード
- (2) 申請書（かがみ文書）の作成
- (3) チェック表の作成（要件2の場合のみ）
→要件2の内容を満たしているかの確認用。
- (4) 上記で作成の書類をアップロードしてください。

※電子申請に先立っては、事前に以下の資料をご準備ください。

<要件1の場合> 寄付金受入明細書

<要件2の場合> ①寄付金受入明細書、②受入寄付金総額、総収入金額等の必要項目の数値

☆制度の詳細や、行政庁による証明を受けるために必要な手続等は、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を公益法人 information に掲載しておりますので、そちらを御参照下さい。（「認定・認可された法人の皆様へ」に案内を掲載しています。）



◎法人におかれましては、PST 要件等を満たしている場合には、積極的に申請していただき、寄付者の方々が広く税額控除制度を活用できる環境整備を進めていただきますようお願いいたします。

3. よくある誤解への回答

東日本大震災関連のよくある誤解について、前回の公益認定等委員会だより（その6）から追加されたものについてお知らせいたします。なお、全体版（問1～問5）については、公益法人 information の東日本大震災関連情（※）に掲載されておりますのでご参考にしてください。

※ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html

【質問4】

事業年度が3月末で終了する公益法人ですが、震災の影響によって、事業計画書や収支予算書を期限（3/31まで）に提出することができませんでした。認定法違反として過料の処分を受けたり、公益認定を取り消されるのでしょうか。



【回答4】

<6月までの措置>

今回の震災における認定法・整備法上の義務の履行については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条によって、6月30日までの間は免責されます。

<7月からの措置>

定期提出書類の作成及び行政庁への提出の義務（※1）については、新たに政令を制定し、免責（※2）の期限を9月30日まで延長しています。同日までにこれら義務が履行された場合は行政上の責任（公益認定の取消し）や刑事上の処分（罰金・過料）は課されません。

（※1）具体的には以下の義務が対象となります。

- <公益法人>・事業計画書等作成及び備置（認定法第21条第1項）
- ・事業報告等の作成及び備置（同法第21条第2項）
- ・事業計画書等及び事業報告等の提出（同法第22条第1項）

<移行法人>・公益目的支出計画実施報告書等の提出（整備法第127条第3項）

（※2）免責の対象となるのは、法人の主たる事務所が被災した場合のみならず、従たる事務所や法人役員の被災により定期提出書類の作成が困難となった場合など、間接的な影響によるものも含まれ得ます。詳細は行政庁にお尋ねください。

【質問5】

当法人の定款では定時社員総会・評議員会（以下「定時総会」といいます。）の開催時期を「6月中」と定めていますが、震災の影響によって月内に開催することができません。定款違反になるのでしょうか。



【回答5】

○特定の時期に定時総会を開催すべき旨の定款の定めについては、通常、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用して、その時期に定時総会を開催しなければならないものとする趣旨ではないと考えます。

○したがって、震災の影響により、定款所定の時期に定時総会を開催することができない状況が生じた場合には、法人法第36条第1項及び同法第179条第1項に従い、事業年度の終了後一定の時期に定時総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならないと考えます。

4. 公益認定等の標準処理期間の設定について

内閣府では、公益認定等の処分について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定しましたのでお知らせいたします。移行認定・移行認可・新規認定については申請から4カ月、変更認定・変更認可については申請から40日を目途に処分することを標準といたします。なお、8月1日に公益法人 information でもお知らせしております。

(平成23年8月1日)

公益認定等に関する標準処理期間について

平成23年8月1日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1 標準処理期間

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の認定、第45条の認可における行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する通常要すべき標準的な期間は、4カ月とする。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条の認定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条1項の認可における行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する通常要すべき標準的な期間は、40日とする。

2 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申請書が提出された日の翌日とする。

行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

5. 移行後の監督等について

① 監督について

1. 監督の概要

新公益法人制度においては、「監督の基本的考え方（平成20年11月21日）」により、法令で明確に定められた要件に基づき、法人自治を大前提に民による公益の増進のため新制度に適切に対応できるよう支援する視点に立って監督を行うこととしております。

具体的には、公益法人であれば、公益目的事業の適正な運営を確保するために必要な限度において（認定法27条1項）、移行法人であれば、公益目的支出計画（注）の履行を確保するために必要な範囲内において（整備法123条2項）、それぞれ監督を行うこととなります。

（注）移行認可の申請を行う法人は公益目的財産額（特例民法法人の純資産額を基礎に計算したもの）に相当する金額を公益の目的のために支出することを定めた公益目的支出計画を作成しなければならない（整備法119条）。

2. 監督の方法

公益法人は、事業計画書、収支予算書や貸借対照表、損益計算書等といった計算書類等を定期的に行政庁に提出しなければなりません。行政庁はこれらをチェックして、法人が公益認定基準を遵守しているかどうか、公益目的事業が適正に実施されているかどうかを監督します。そして必要に応じて、公益法人に対して報告徴収・立入検査を実施し、問題がある場合には勧告、命令・認定取消といった対応がなされます。

移行法人は、公益目的支出計画実施報告書、貸借対照表、損益計算書等の計算書類等を行政庁に定期的に提出しなければなりません。行政庁は法人の公益目的支出計画が計画通りに進捗しているかどうかを監督します。必要に応じて、報告徴収・立入検査を実施し、問題がある場合には、勧告等の対応がなされることとなります。

3. 立入検査の方法

さて、監督の方法の中でも、特に注目される方法として立入検査があります。公益法人の場合、公益認定後1年から3年以内を目途として立入検査を実施する方針です。その後、公益法人の事業運営状況によって、臨機応変に実施しますが、原則的には、3年に1回程度の実施を見込んでいます。立入検査に当たっては、法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から、定期提出書類、報告徴収で得られた情報や外部から得られた情報等を活用して、公益法人の事業実態など立入検査を実施しなければ確認することができない事項を中心に、重点的かつ効率的な検査を実施するとともに、合わせて適切な法人運営を支援するという視点から制度の詳細について説明を行ったりします。

一方、移行法人については公益法人のような定期的な立入検査は予定されていません。法人自治のもとで公益目的支出計画の適正な実施を担保するため、その限りで監督するためです。移行法人の場合、正当な理由なく公益目的支出計画に従った支出を行わない、各事業年度の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比べて著しく少ない、あるいは

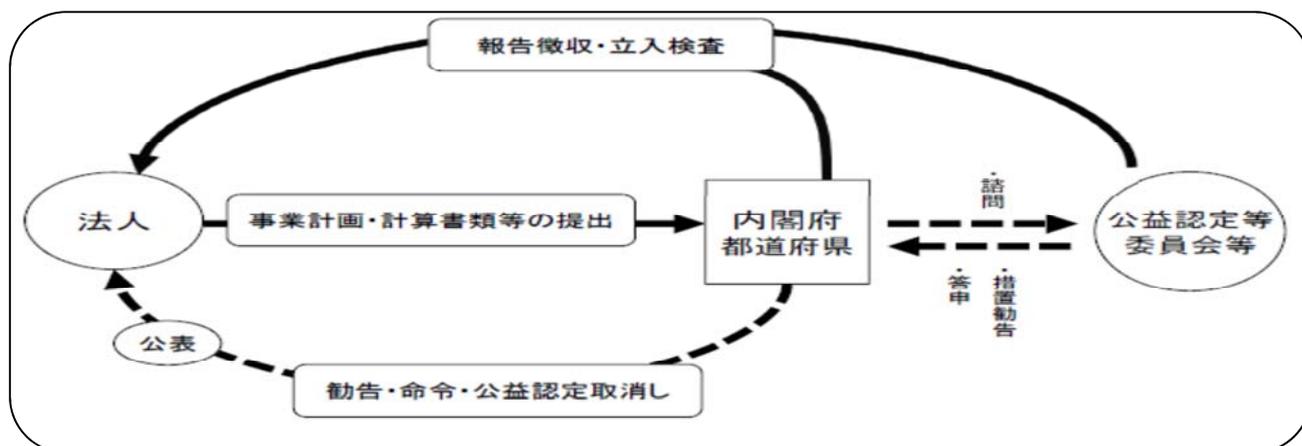
公益目的財産残高と比較して貸借対照表の純資産が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更認可を受けずに将来の公益目的支出計画の実施に支障が生じるおそれがあるといった場合に、立入検査を実施することとなります。

4. まとめ

いずれにしても、法人として適法なガバナンスの体制を整備・運用し、認定基準にしたがって公益目的事業をしっかりと実施する、又は公益目的支出計画をしっかりと実施するといったことがなされていれば、立入検査において指摘事項、報告徴収・勧告、命令や認定取消となることはありません。また、法人の事業活動の状況等に基準違反があったとしても軽微な違反の場合には、その理由に合理性があるような際は直ちに処分を行うのではなく、法人の是正の取組みを見守ることとしています。

「民による公益の増進」のための行政庁による監督であることをご理解いただきますようお願いいたします。

<公益法人の監督の流れ>



②移行認定後の当面の手続きについて

最近では、申請件数も増えてきており、移行される法人も増えていることから、移行認定後の手続きについて、ご質問を受ける機会が増えてきました。ここでは、移行認定後の当面の主な手続きについて、お知らせいたします。

1. 移行登記の申請

特例民法法人が公益法人への移行認定を受けたときは、

その主たる事務所の所在地においては**2週間以内**に、その従たる事務所の所在地においては**3週間以内**に、①当該特例民法法人については、**解散の登記**、②名称の変更後の一般法人については、**設立の登記**をしなければなりません。

※登記の申請は、登記所（法務局、地方法務局、これらの支局・出張所）に、①・②を同時に申請する必要があります。

※手続きの詳細については、管轄の登記所（法務局等）にご相談下さい。

管轄登記所については、法務局ホームページ「管轄のご案内」

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html をご覧下さい。

2. 移行登記完了の届出

上記の解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁（内閣府又は都道府県）及び旧主務官庁に設立の登記に係る登記事項証明書（履歴事項証明書）を添付して、その旨を届け出なければなりません。

※移行認定を受けた日から起算して30日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を行います。また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から移行認定を取り消されることがあります。

3. 移行登記の前後で事業年度を区分した計算書類等の作成

移行の前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更されることから、特例民法法人が移行認定を受けた際は、移行の登記の前後で事業年度を区分していただく必要があります。

事業年度を区分することに伴い、

①特例民法法人としての最終事業年度（移行登記の日の前日を末日とするもの）に係る計算書類

②公益法人としての初年度（移行登記の日を開始日とするもの）に係る計算書類について、社員総会又は評議員会で承認を受けることが必要となります。

4. 事業計画書等の作成・備え置き

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（事業計画書等）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置く必要があります。

なお、公益法人となった場合の最初の事業年度に係る事業計画書等については、行政庁への提出は不要です。

※詳細については、『定期提出書類の手引き 公益法人編』をご参照ください。

5. 財産目録等の作成・備え置き

公益法人は、毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に、これらの書類の写しを3年間従たる事務所に備え置く必要があります。

なお、財産目録については、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人となった場合は、公益法人としての最初の事業年度終了後3箇月以内に、他の必要書類とともに提出する必要があります。

※詳細については、『定期提出書類の手引き 公益法人編』をご参照ください。

6. 移行後に、申請した事項を変更する場合の手続

移行認定を受けて公益法人に移行した後、申請した事項を変更する場合には、変更認定又は届出の手続を行わなければなりません。

公益目的事業の種類及び内容等の変更を伴う場合は、当初の移行認定を受けた根幹を変更することになるので、当初の移行認定の申請書類と基本的に同様の申請書類を提出していただく必要があります。

また、①名称又は代表者の氏名の変更、②内閣府令〔認定法施行規則第7条〕で定める軽微な変更、③定款の変更（変更認定を受けるべき事項の変更は除かれます。）、④内閣府令〔認定法施行規則第11条第2項〕で定める事項の変更については、事後、遅滞なく、届け出る必要があります。

※詳細については、『変更認定申請・変更届出の手引き』をご参照ください。

処分日を調整しています！！

内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた際に、法人の皆様に希望する登記の日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することでご希望に添えるよう対応させていただきます。

調整の期間については特段の限度は設けておりません。希望する登記の日まで相当の期間がある場合でも準備ができましたら早期の申請をお勧めします。

※委員会日より（その6）でもお知らせしたとおり、平成24年4月1日は日曜ですが、移行登記を行うことが可能です。

Ⅲ 委員会からのお知らせ

1. 国における申請・答申等の概況(平成23年7月末現在)

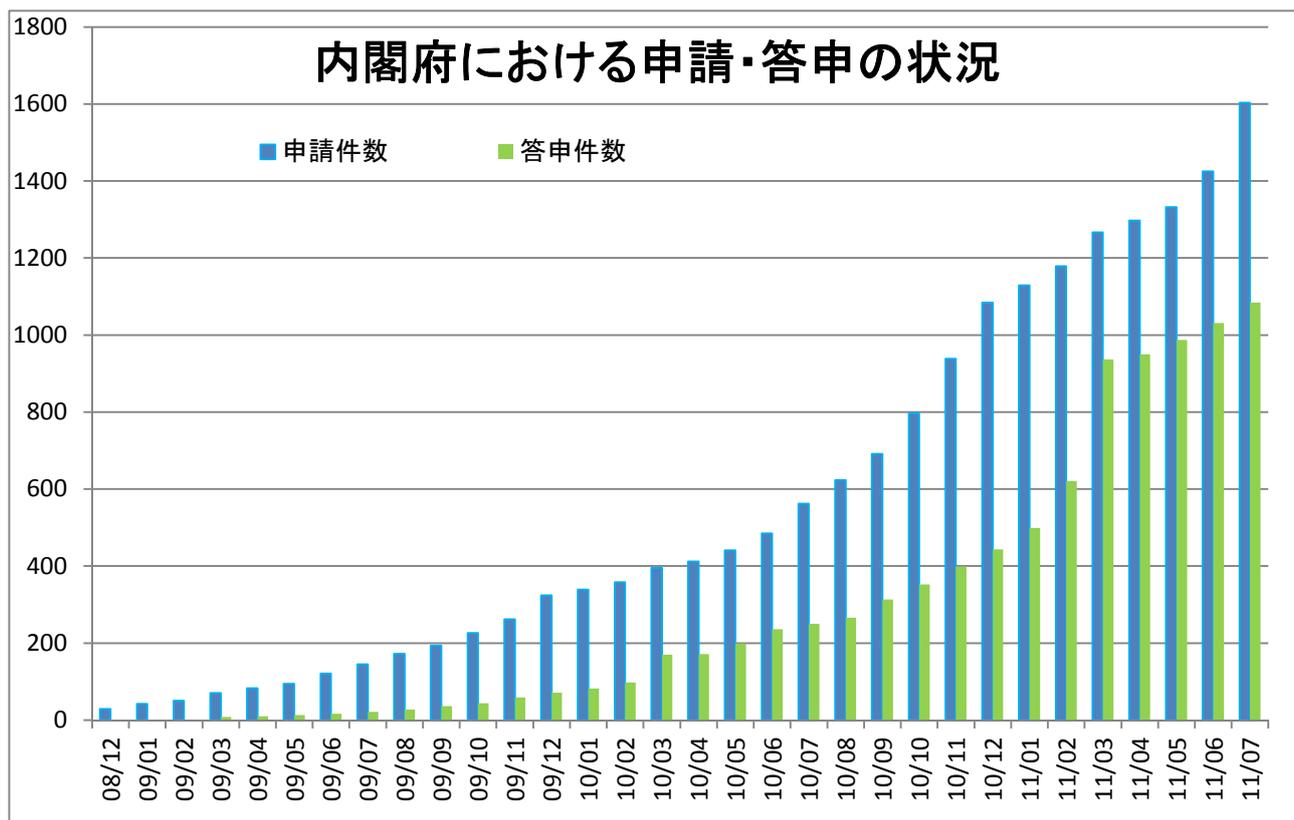
① 申請・審査・答申等の件数

- 平成23年7月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- 国所管の特例民法法人数6,625(平成20年12月1日現在)に対し1,472(22%)(注1)が移行認定・認可の申請を行っています。また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は1,006件で、上記国所管の特例民法法人数に対し15%となります。

(注1)申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	987	219	696	73
移行認可	485	146	310	29
新規認定	94	19	56	18
変更認定・認可	36	11	21	4
合併認可	1	0	1	0
合計	1,603	395	1,084	124

- ・ 平成 23 年 7 月末現在の月別の申請及び答申件数（累積）の推移は次のとおりです。



② 監督について

これまでに 5 法人について、認定法（注 2）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。（注 2）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

③ 申請件数の増加について

- ・ 申請件数については、平成 23 年度がピークになると予想される中で、多くの法人が理事会等の役員会を終了した本年 6 月、7 月においては、それぞれ 93 件、178 件の申請を受け付けるなど、昨年末からの申請件数の増加傾向が引き続いていきます。
- ・ 申請を検討されている法人関係者におかれましては、先般お知らせしていますように、平成 24 年 4 月 1 日は日曜日ではありますが、登記できるよう措置されることとなり、本年度後半に申請の集中が予想されますので、申請の準備が整いましたら早期に申請していただきますようお願いいたします。

2. 最近の公表資料

こちらでも情報発信しています

○政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」（7/21～配信）

〔出演〕「民」が支える公益活動の増進を目指して〔委員長 池田守男〕

○政府広報「中山秀征のジャパリズム」（8/20, 21 各 FM 局で放送予定）

〔出演〕タイトル未定〔委員 海東英和〕